

尼崎市特別職報酬等審議会 審議経過の概要（第2回）

平成 24 年 1 月 18 日（水）15:00～17:00

<事務局からの資料説明>

公務員の給与決定の仕組みについて

給料・期末手当・退職手当の性質について

市長及び副市長の退職手当の推移について

他都市における特別職の退職手当・期末手当に対する特色的な取組について

1 主な論点

- ・ 常勤特別職の給与は民間でいう役員報酬的な位置付けではないか
- ・ 市長、副市長の退職手当は、4年という短い任期から考えても勤続報償説には馴染みにくいのではないか
- ・ 4年任期での退職手当は違和感がある
- ・ 退職手当だけを見ると、市長、副市長の退職手当は高いというイメージであるが、民間の役員報酬と比較すると、市長の給料月額はむしろ安いのではないか
- ・ 4年の任期ごとに多額の退職手当を支給するのではなく、退職手当額は減額し、その分を月々の給料に配分するという手法も1つの考え方である
- ・ 退職手当を廃止し、年俸制へ移行するという議論も必要ではないか
- ・ 総報酬制にすると他都市との水準比較が困難になるデメリットもある
- ・ 他都市との均衡だけでなく、尼崎市独自の視点も必要ではないか
- ・ 財政状況を反映させた給与体系にするべきではないか
- ・ 在職時の功績部分を給与に反映できないか。
- ・ 市長の重責を踏まえた給与水準は必要であり、安ければよいというものではない
- ・ 人材確保という側面も重要である

2 次回審議会開催にあたって

財政状況の勘案も大事だが、人材確保という側面もさらに重要であり、そのバランスをもって議論を進めていく

<事務局への要請>

- ・ 尼崎市の財政状況に関する説明資料

内容の詳細は議事録をご覧ください。